

町長日記：「飲酒運転根絶に関する条例を制定いたしました」

平成23年12月16日

本年2月9日、当町におきまして飲酒運転事故により、将来ある若いお二人の高校生の尊い命が奪われました。ご遺族皆さまのお嘆き、いかばかりかと拝察申し上げます。改めて、ここに謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

平成18年8月、海の中道大橋で起こった飲酒運転による3児死亡事故をきっかけに、私ども県民は「絶対に飲酒運転はいけない」と心に刻んだはずでした。ところが、平成22年は、県内での飲酒運転事故が337件となり、全国ワースト1という大変不名誉で恥ずべき結果となってしまいました。

町といたしましては、この現実を重く受け止め、悲惨な事故を二度と繰り返さないため、町民、事業者等と一体となって、飲酒運転のない安全で安心して暮らすことのできる町民生活の実現を目指すため、12月議会に「飲酒運転根絶に関する条例」を提案し議決いただきました。

条例の中で、毎年2月9日を「飲酒運転根絶町民運動の日」と定め、お二人の若い命に報いるためにも、この日を忘れることなく、根絶のための取り組みを行ってまいります。

町民の方、お一人お一人が「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という強い意志をもって、家庭、地域及び職場などあらゆるところで、飲酒運転根絶のための取り組みを行っていただきますとともに、飲酒運転をしている者又はしている疑いがある者を発見した場合は、飲酒運転をしないよう声かけをしていただいたり、警察への通報に努めていただきますようよろしくお願い申し上げます。

町といたしましても、町民の皆さま、事業者、関係機関・団体等と連携して、飲酒運転根絶の取り組みを行ってまいります。

皆さまにお力添えをいただきたく、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

平成23年12月16日 粕屋町長 因 清 範